(2)　幼保連携型認定こども園の用に供する不動産が指定都市の区域内に所在する場合　その登記に係る不動産が法別表第三の一の項の第三欄の第四号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する指定都市の長の書類

(3)　幼保連携型認定こども園の用に供する不動産が中核市の区域内に所在する場合　その登記に係る不動産が法別表第三の一の項の第三欄の第四号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する中核市の長の書類

ロ　幼保連携型認定こども園以外の法別表第三の一の項の第三欄の第四号に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）の用に供する不動産に係る登記　その登記に係る不動産が法別表第三の一の項の第三欄の第四号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する都道府県知事（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等）の規定により同項又は同条第三項の認定こども園の認定に係る事務を都道府県の教育委員会が処理する場合にあつては当該都道府県の教育委員会とし、地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定により当該事務を市町村が処理する場合にあつては当該市町村の長とする。）の書類

第二条第二項を削る。

第二条の八第二号を次のように改める。

二　法別表第三の五の二の項の第三欄の第二号に掲げる登記　次に掲げる登記の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ　保育所の用に供する不動産に係る登記　第二条第二号イに定める書類

ロ　家庭的保育事業等の用に供する不動産に係る登記　第二条第二号ロに定める書類

第二条の八に次の一号を加える。

三　法別表第三の五の二の項の第三欄の第三号に掲げる登記　次に掲げる登記の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ　幼保連携型認定こども園の用に供する不動産に係る登記　第二条第三号イに定める書類

ロ　幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の用に供する不動産に係る登記　第二条第三号ロに定める書類

第三条第一号イ及びロ中「係る登記」の下に「（ハに掲げる登記を除く。）」を加え、同号に次のように加える。

ハ　法別表第三の十の項の第三欄の第一号の社会福祉事業（児童福祉法第五十九条の四（指定都市等の特例）の規定により児童相談所設置市が処理するものとされる事務に係るものに限る。）の用に供する不動産に係る登記　その登記に係る不動産が同号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する児童相談所設置市の長の書類

第三条に次の二号を加える。

三　法別表第三の十の項の第三欄の第三号に掲げる登記　次に掲げる登記の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ　保育所の用に供する不動産に係る登記　第二条第二号イに定める書類

ロ　家庭的保育事業等の用に供する不動産に係る登記　第二条第二号ロに定める書類

四　法別表第三の十の項の第三欄の第四号に掲げる登記　次に掲げる登記の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ　幼保連携型認定こども園の用に供する不動産に係る登記　第二条第三号イに定める書類

ロ　幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の用に供する不動産に係る登記　第二条第三号ロに定める書類

第四条第三号を次のように改める。

三　法別表第三の十二の項の第三欄の第三号に掲げる登記　次に掲げる登記の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ　保育所の用に供する不動産に係る登記　第二条第二号イに定める書類

ロ　家庭的保育事業等の用に供する不動産に係る登記　第二条第二号ロに定める書類

第四条に次の一号を加える。

四　法別表第三の十二の項の第三欄の第四号に掲げる登記　次に掲げる登記の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ　幼保連携型認定こども園の用に供する不動産に係る登記　第二条第三号イに定める書類

ロ　幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の用に供する不動産に係る登記　第二条第三号ロに定める書類

附　則

（施行期日）

1　この省令は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行の日から施行する。

（登録免許税の免除を受けるための書類に関する経過措置）

2　改正後の登録免許税法施行規則第三条（第一号に係る部分に限る。）の規定は、この省令の施行の日以後に受ける登記に係る登録免許税について適用し、同日前に受けた登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

○財務省令第二十六号

消費税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十一号）の施行に伴い、並びに消費税法（昭和六十三年法律第百八号）及び消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）の規定に基づき、消費税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日　　財務大臣　麻生　太郎

消費税法施行規則の一部を改正する省令

消費税法施行規則（昭和六十三年大蔵省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

（輸出免税物品購入記録票等の記載事項等）

第六条　令第十八条第二項第一号イに規定する購入の事実を記載した書類とは、旅券への貼付けに支障のない大きさの用紙に次に掲げる事項を整然と、かつ、明瞭に記載した書類をいう。

一　一般物品（令第十八条第二項第一号に規定する一般物品をいう。以下この条において同じ。）の購入者の氏名、国籍、生年月日、在留資格及び上陸年月日

二　当該一般物品の購入者の所持する旅券等（令第十八条第二項第一号イに規定する旅券等をいう。以下この条において同じ。）の種類及び番号

三　当該一般物品を譲渡する市中輸出物品販売場（令第十八条第二項第一号に規定する市中輸出物品販売場をいう。次項第三号、第三項第三号及び第四項第三号において同じ。）を経営する事業者の氏名又は名称及び納税地、その納税地を所轄する税務署の名称並びに当該市中輸出物品販売場の所在地

四　当該一般物品の購入の年月日

五　当該一般物品の品名、品名ごとの数量及び価額並びに当該一般物品の価額の合計額